

総務大臣配分資産所有者 殿

総務省自治税務局
固定資産税課償却資産係

令和6年度の固定資産申告書の提出について

平素より、固定資産税につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、貴殿が賦課期日（1月1日）現在所有される償却資産につきましては、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」といいます。）第389条第1項の規定により、総務大臣が価格等を決定することとなっております。

つきましては、法第394条の規定に基づき、令和6年度分の固定資産申告書について、下記のとおりご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 提出期限 令和6年1月31日（水）
- 2 留意事項 (1) 提出書類については、事業ごとの記載要領をご確認ください。
(2) 総務省では、双方の事務負担軽減の観点より、エクセル等の電子データによる電子メールでの提出を受け付けております。ただし、電子データによる提出が困難な場合は、従来の紙による申告も受け付けております。

- 3 提出先 メール（共通）syokkyaku@soumu.go.jp

〒100-8926
東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
総務省自治税務局固定資産税課 償却資産係
電話（代表）03-5253-5111

4 事業別担当の内線番号

事業名	内線
電気・電気通信・下記以外	23621
鉄軌道・航空機	23622
船舶・ガス	23623
	23628

※メール提出の際は、上記の共通アドレスあてに送付願います。

メールで送付するデータ量が10MBを超える場合には、大容量ファイル転送システムのURLを送付しますので、あらかじめご連絡ください。